

狛福高発第 000676 号
平成 30 年 7 月 17 日

狛江市地域包括支援センター運営協議会 委員長
宮城 孝 様

狛江市長職務代理者
狛江市副市長 水野 穰

狛江市地域包括支援センター運営協議会への諮問について

狛江市附属機関の設置に関する条例（平成 25 年条例第 3 号）第 3 条に定めるところにより、下記の事項について、貴協議会の意見を求めます。

記

（1）諮問事項

地域包括支援センターにおける包括的相談支援体制の構築について

平成 31 年 2 月 22 日

狛江市長 松原 俊雄 様

狛江市地域包括支援センター運営協議会
委員長 宮城 孝

狛江市地域包括支援センター運営協議会諮問事項に関する
答申について

平成 30 年 7 月 18 日付け狛福高発第 000676 号により諮問を受けた下記の事項
について、別紙のとおり答申する。

記

- ・ 地域包括支援センターにおける包括的相談支援体制の構築について

答 申

第1 諮問を受けた事項

地域包括支援センターにおける包括的相談支援体制の構築について

第2 協議の経過

狛江市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）は、平成30年7月29日、平成30年10月17日、平成31年1月16日に協議会を開催し、諮問事項について審議を行った。審議に当たっては、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の職員にも協議会に出席を求め、センターの現状・課題等の説明を受けるとともに、諮問事項に対する意見を聴取した。

第3 国や市の動向

国は、地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部を改正した。これにより、市町村は地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制、すなわち「包括的な支援体制の整備」に努めるものとされ、また同時に、本体制の整備を進める上では、地域住民等の相談を包括的に受け止めることができる場を整備することとされた。

これを受けて狛江市では、平成30年3月に策定した「あいとぴあレインボープラン狛江市第4次地域福祉計画」において、「多様な地域生活課題に応える包括的な支援の仕組みづくり」を基本目標の一つに掲げ、複合的な地域生活課題や新しい地域生活課題を抱える人が適切な支援を受けられるよう、新しい包括的な相談支援体制について整備していく方向性を示しており、これは、同計画と一体的に策定した「あいとぴあレインボープラン狛江市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」及び「あいとぴあレインボープラン狛江市障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」においても同様となっている。

上記計画では、新しい包括的相談支援体制の構築に向けた具体的な事業として、センターの相談機能を拡充し、高齢者だけでなく、障がい者、子ども、生活困窮者等の対象者を区切らず、複合的な課題を丸ごと受け止める体制を整備するとともに、複合的な課題を抱える家族や家庭に対して、関係機関と連携

した支援を行うための総合調整を担う（仮称）相談支援包括化推進員を配置することとしている。

第4 論点の整理

地域共生型社会の構築に向けた包括的な支援体制の推進については異論がないものの、体制を構築する上で非常に重要な位置づけとなる、対象者を区切らず複合的な課題を丸ごと受け止める包括的相談支援機能（以下「包括的相談支援機能」という。）をセンターに付加することについては、極めて慎重な判断を要するものと考えられる。

なぜなら、センターを取り巻く状況は、高齢化の進展に伴い質・量双方の面で著しく負担が増しており、加えて、支援を必要とする可能性が高い後期高齢者は、少なくとも今後30年は増加し続けると推計されている。

また、高齢者分野以外の相談対応は、一次的なものであるにせよセンター設立以来の大きな変革であり、完全に未経験の分野であることから、単に人員を増やすのみで対応できるとは考えにくく、大幅な負担増は避けられないものと想定される。

そのため、本件の議論にあたっては、理想像の実現に必要な要素の検討と併せて、市の現状やセンターの実態を踏まえた必要性、実効性等にも等しく焦点を当てていく必要がある。この視点が欠けた場合、包括的相談支援体制はおろか、センターの本来機能である高齢者支援の機能が混迷・弱体化することが懸念される。

上記のことから、協議会においては、市が福祉計画等で示した趣旨を踏まえつつ、包括的相談支援機能をセンターに付加することについて、その狙いと想定される効果、現状と今後から見た必要性を改めて議論、整理するものとし、必要な体制については、今回の議論の結論で確認された事項を踏まえ、改めて議論するものとする。

第5 結論

- 1 センターに包括的相談支援機能を付加させることによって得られる効果の一つとして、市民の身近な場所に包括的相談支援窓口が増え、市民の利便性が向上することが挙げられる。ただし、狛江市の特性として市域が狭く、また比較的アクセスが良好な立地に包括的相談窓口の機能を持った市役所及び市社会福祉協議会が設置されており、これらを考慮すると、上記のとおり大きな負担・混乱が想定されるセンターへの包括的相談支援機能の付加について、地域包括ケアシステムの構築が急がれるこのタイミングで進めることには疑問が残る。

2 他方、上記と異なる効果として、複合的な課題への対応を強化できる点が挙げられる。高齢化の進展や生活環境の多様化等に伴い、高齢者や家族等が精神疾患（障がい）を有している等、複合的な課題を抱える高齢者等への支援が増加しており、さらにこの状況は今後の高齢化に比例して継続するものと想定される。支援にあたっては、市の精神保健福祉士等との連携に努めているものの、苦慮している部分が大きく、より円滑な連携支援を行うために、同組織内への他分野の専門職配置を希望する声がセンター職員から強く聞かれた。

この点では、複合的な課題を抱える高齢者の増加と、これらの事例に対するセンターの負担軽減、センターの本来機能である高齢者支援の強化といった面から、今後の地域包括ケアシステムの構築に向けて、その必要性は大いに理解できるところである。

3 上記のとおり、複合的な課題を抱える高齢者への支援強化という狙いに沿えば、センターを活用した包括的相談支援体制の整備は大変有用である。そのため、今後検討していく体制の中身については、例えば、対応に苦慮するもので、かつ、対象者数が多い精神疾患をもつ高齢者への対応強化に向けて精神保健福祉士を優先して配置する等、狙いと現状に合致した効果的な体制構築に向けて着実に議論を進めていくべきである。

4 ただし、論点でも述べたとおり、包括的相談支援機能の付加はセンターに大きな変革を伴うことから、例えば、他分野の専門職は段階的に配置する等、センターの業務負担に十分に配慮しつつ相談範囲を拡大していくべきと考える。

5 包括的支援体制の構築においては、今回議論の対象となった包括的相談支援機能のほか、市民ニーズのキャッチ機能、不足する社会資源の開発機能、市民・多職種等とのネットワーク形成機能等について分野を越えて強化していくことが不可欠である。また、包括的相談支援機能に関しても、上記目的のもとで行うセンターへの機能付加のほか、他の取組による効果向上についても検討の余地があるものと考えられる。

そのため、包括的支援体制の構築にあたっては、包括的な相談支援体制のみならず多様な機能を整備していく必要があることに十分留意する必要がある。協議会においては、それらの機能も含めて、市民、多職種と十分に議論を重ねたうえで、適切かつ着実に取組を進めていただくことを強く期待する。

以上